資料１－１

令和８年10月19日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第216号の概要
（作物統計調査の変更）

1．作物の生産状況に関する統計調査(注)

基幹統計調査

作物統計調査（①）
（農林水産省・毎年）

《調査内容》
❶耕地面積
❷水稲の予想収穫量、収穫量
❸水稲以外の作物ごとの作付面積、収穫量

《対象作物》
● 水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き

今回の諮問案件

一般統計調査

特定作物統計調査（②）
（農林水産省・毎年）

● 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）、こんにゃくいも、い草の作付面積、収穫量等を把握

地域特産野菜生産状況調査（③）
（農林水産省・2年周期）

● ①②の調査対象とならない地域特産野菜（うど、せり、オクラ等）の作付面積、収穫量等を把握

特用林産物生産統計調査
（農林水産省・毎年）

● ①②③の調査対象とならないキノコ類、山菜類、木炭等の生産量等を把握

花木等生産状況調査
（農林水産省・毎年）

● 花きのうち、①の調査対象とならない花木類、芝等の作付面積、出荷量等を把握

（注）調査対象となる作物は、各調査間で重複しないよう設定されている。

2．作物統計調査の概要（現行計画）

調査の目的　耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

調査実施者　農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課

調査の構成

調査区分		把握対象作物	地域・周期	報告者	調査方法	調査時点	主な公表事項
面積調査	耕地面積調査	-	全国（毎年）	–	実測調査（注１）（職員・調査員）	７月15日	耕地の田畑別面積 拡張及びかい廃面積
面積調査	作付面積調査（注２）	**水稲以外の作物**（注４）	全国（５年周期） 主産県（上記以外）	関係団体（農協等） 農林業経営体	郵送 オンライン（注５）	収穫期（注６）	作物の品目別作付面積
作況調査	予想収穫量調査（注３）	**水　稲**	全国（毎年）	–	実測調査（注１）（職員・調査員）	９月25日 10月25日	10アール当たり予想収量、主な収量構成要素　等
作況調査	収穫量調査（注２）（注３）	**水　稲**	全国（毎年）	–	実測調査（注１）（職員・調査員）	収穫期	10アール当たり収量、ふるい目幅別重量分布状況等
作況調査	収穫量調査（注２）（注３）	**水稲以外の作物**（注４）	全国（５年周期） 主産県（上記以外）	関係団体（農協等） 農林業経営体	郵送 オンライン（注５）	収穫期（注６）	作物の品目別収穫量　等

今回の変更範囲

（注１）「実測調査」とは、地方農政局等の職員又は統計調査員が、現地に出向いて、耕地の境界等の状況確認や水稲の生育状況の確認・刈取り等により情報を収集する調査方法

（注２）水稲については、R7.3.21答申を経た変更により、作付面積の把握について、令和７年産から行政記録情報等の活用に移行したため、統計調査としては、収穫量調査のみを実施

（注３）水稲の収穫量については、「予想収穫量調査」（９月25日現在、10月25日現在）「収穫量調査」（全国の収穫終了後（沖縄県の一部を除く））として段階的に集計。集計は、本調査から得られた10アール当たり収量に、別途行政記録情報等から得られる作付面積データを乗じることで算定

（注４）水稲以外の作物は、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き。なお、麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびは毎年全国調査を実施

（注５）大規模階層の農林業経営体に対する調査については、地方農政局等の職員又は統計調査員により行う（郵送又はオンラインによる回答も可）

（注６）茶以外は、作付面積調査と収穫量調査を一つの調査票により一体的に実施

３．調査結果の主な利活用

- 食料・農業・農村基本計画（最新は令和７年４月11日閣議決定）における品目ごとの生産量や作付面積等のKPIの設定及び検証等に利用
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）に基づき毎年策定されている「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」策定の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく「水田・畑作経営所得安定対策」における畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和対策の交付金単価の算定の基礎資料
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済制度により国が補填する損害額の認定の基礎資料
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び「野菜生産出荷安定法施行規則」（昭和41年農林省令第36号）の規定に基づき、主要野菜の集団産地の指定、区域の変更及び解除を行う際の審査のための基礎資料

４．今回予定されている変更

１．耕地面積調査

○　実測調査による把握に代えて、人工衛星画像等を活用した手法に変更

２．水稲以外の作物に関する調査

①　全国調査を周期的に実施する作物に係る全国調査実施年の見直し

（最新の農林業センサスによる母集団情報を利用できるようにするための変更／R7.3.21答申「今後の課題」への対応）

②　行政記録情報等の活用による調査の一部代替（茶、花き）

③　二段階公表（概要（第１報）、詳細（確報））の一本化（花き）

（注）上記のほか、調査計画の記載の適正化を図るための形式的な変更も予定されている。

5．主な変更事項（耕地面積調査）

人工衛星画像等を活用した事務の効率化（実測調査の代替）

変更の背景・概要

- 耕地面積調査については、現在、母集団情報（農地の区画情報（筆ポリゴン）(注) の面積）に職員・統計調査員による実測調査（全国で約29,000単位区）結果の変化率を乗じて調査結果を取りまとめ・公表
- 農林水産省では、母集団情報である筆ポリゴンの更新について、令和２年以降、AIの活用などにより毎年の筆ポリゴンの更新範囲を広げ、さらなる調査の効率化を図るため、実測調査に代えて筆ポリゴンを最新の状態に更新し、これを取りまとめる方法を検討・検証
- 耕地面積調査の結果と筆ポリゴンの集計面積がおおむね一致し、実測調査の結果との整合性が確認されるとともに、３月31日現在の全国の人工衛星画像等を継続的に入手でき、それを基に筆ポリゴンを毎年安定的に更新することが技術的に可能となったことから、令和９年調査から、実測調査による把握に代えて、人工衛星画像等を活用した耕地面積の把握へ変更

＜耕地面積調査結果と筆ポリゴン集計面積の比較＞

単位：ha

区分	田畑 計	田	畑
令和7年筆ポリゴン集計面積（3月31日現在）※	**4,236,000**	2,294,000	1,942,000
令和7年耕地面積（7月15日現在）（公表値）	**4,239,000**	2,300,000	1,939,000

※「令和7年筆ポリゴン集計面積（3月31日現在）」は、人工衛星画像等に基づき筆ポリゴンを更新し、必要な範囲で現地確認等して補正した最終値

（注）筆ポリゴン・・・人工衛星画像等から作成した耕地の位置や形状等をデジタル化した情報（7頁参照）

耕地面積の把握方法の変更イメージについては、次頁参照

5．主な変更事項（耕地面積調査）

耕地面積の把握方法の変更イメージ

現　行

① 全国全ての土地について、人工衛星画像等に基づき、200m四方の格子（北海道は400m）に区切り、耕地が存在する区画（単位区）を編成
　単位区内に存在する耕地について筆ポリゴンを更新し、母集団面積を算出

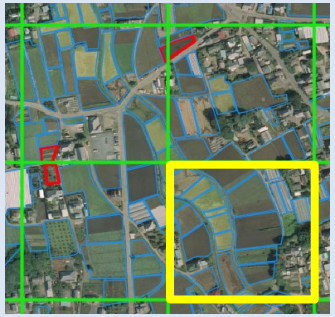

② ２万９千単位区の標本を抽出し、地方農政局等の職員等が実測調査を実施

７月15日現在

③ 母集団（筆ポリゴン）に実測結果の変化率を乗じて、調査結果を取りまとめ、調査実施年の10月下旬に概要、翌年９月下旬に詳細を公表

変 更 案

① 全国全ての土地について、毎年３月31日現在の人工衛星画像等を、AIによって解析することにより、筆ポリゴンを最新の状態に更新
　人工衛星画像等による確認が難しい部分について、行政記録情報の活用や現地確認により情報を補完

３月31日現在

② 従来どおりの集計項目を取りまとめ、調査実施年の12月下旬に概要、翌年９月下旬に詳細を公表

（出典）国土地理院の電子地形図に筆ポリゴン等を重ね合わせたサンプルイメージ

（参考）筆ポリゴンとは

○ 「筆ポリゴン」とは、人工衛星画像等を基に筆（個々の農地）ごとの位置や形状等をデジタル化した情報

○ 平成29年３月から農業関係機関を対象に筆ポリゴンの提供を開始し、平成31年４月からはインターネットを通じ、全国の筆ポリゴンをオープンデータとして幅広く提供。ただ、これまでは、全国の範囲で、毎年、同一時点の更新ができなかった。

○ そのため、これまでは、標本調査である耕地面積調査の母集団情報として利用しつつも、筆ポリゴンから得られる集計面積を耕地面積調査の結果として代替することまではできなかった。しかし、AI技術の進展などを踏まえて更新方法の更なる改善を図ることで、筆ポリゴンを毎年同一時点で、全国の範囲で安定的に更新することが可能となったことから今回の変更申請に至った。

（筆ポリゴン：青色の線）

人工衛星画像等
に重ねて表示

（出典）国土地理院の電子地形図に筆ポリゴンを重ね合わせたサンプルイメージ

5．主な変更事項（水稲以外の作物①）

全国調査を周期的に実施する作物に係る全国調査実施年の見直し

変更の背景・概要

- 水稲以外の作物については、毎年全国調査を行う麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび以外の作物について、従前から、主産県調査として行いつつ、数年に一度、全国調査を実施（報告者の選定については、農林業センサス（以下「センサス」という。）を母集団情報として活用）
- 令和７年調査から、全国調査の周期を５年に統一し、作物を２グループ（①野菜・花き、②それ以外）に分けて、実施年をずらして対応。しかし、野菜・花きについて、全国調査の際に、最新のセンサスの母集団情報が使えず、古い情報（前回のセンサス情報）による報告者選定をせざるを得ない状況であったこと。そのため、R7.3.21の答申において、全国調査を行う際に適切な母集団情報が活用できるよう、全国調査の実施年の検討について課題が付された。
- これを受け、次回の全国調査実施年を見直し、全国調査の実施時に、最新の農林業センサスによる母集団情報を利用できるように見直し

野菜や花きについては、直近のセンサス（2025年）の母集団情報の整備前。そのため、報告者選定の際に、前回のセンサス（2020年）の情報を使わざるを得ない

野菜・花き以外は、直近のセンサス（2025年）の母集団情報が活用できる

いずれの作物についても、直近のセンサス（2030年）の母集団情報が活用できる

【調査実施年の変更案】

	作物	全国調査の周期	現行計画（センサス実施年）							変更案（センサス実施年）						
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
作付面積調査	野菜	５年	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	５年	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稲、かんしょ、飼料作物	５年	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●
	茶、果樹	５年	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●
収穫量調査	野菜	５年	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	５年	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稲、かんしょ、飼料作物	５年	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●
	茶、果樹	５年	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●

（注１）全国調査を「●」、主産県調査を「○」で記入
（注２）変更の結果、当初、全国調査が予定されていた野菜花きの令和12年調査、陸稲等の令和13年調査は主産県調査として実施

5．主な変更事項（水稲以外の作物②）

行政記録情報等の活用による調査の一部代替（茶・花き）

変更の背景・概要

＜茶＞

- 茶については、農協や農林業経営体に対して作付面積調査を行い、荒茶工場に対して収穫量調査を実施
- 鹿児島県の区域については、同県が公表する資料により、茶の作付面積調査及び収穫量調査の調査項目を代替できることが確認できたことから、全国県別等に公表を維持しつつ、同県については、これを活用することで、調査を行わないこととし、報告者数を削減

＜花き＞

- 花きについては、農協や農林業経営体に対して作付面積調査及び収穫量調査を実施
- 長野県の区域については、同県が保有する行政記録情報等により、花きの作付面積調査及び収穫量調査の調査項目を代替できることが確認できたことから、全国県別等に公表を維持しつつ、同県については、これを活用することで、調査を行わないこととし、報告者数を削減

【報告者数の変更（全国調査年）＜茶＞】

現行

◆報告者数：約2,220

変更案

◆報告者数：約2,040

鹿児島県が公表する資料を活用することで、報告者数を削減

【報告者数の変更（全国調査年）＜花き＞】

現行

◆報告者数：約6,300

変更案

◆報告者数：約6,080

長野県が保有する行政記録情報等を活用することで、報告者数を削減

５．主な変更事項（水稲以外の作物③）

二段階公表（概要（第１報）、詳細（確報））の一本化（花き）

変更の背景・概要

■ 花きの作付面積調査・収穫量調査の結果については、これまで「概要（第1報）」「詳細（確報）」の二段階で公表してきたが、概要から詳細にかけて、ほとんど数値の修正がなく、詳細のみで公表する集計事項もないことから、公表を一本化

現　行	概要（調査実施の翌年６月下旬）、詳細（調査実施の翌年10月中旬）
変更案	詳細（調査実施の翌年６月下旬）

６．過去の答申における「今後の課題」への対応状況

（１）過去答申における「今後の課題」への対応状況①

本申請により、水稲以外の作物に係る全国調査について、最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できる作物のグループと、前回の農林業センサスによる母集団情報を利用せざるを得ない作物のグループの二つに分かれ、その関係が将来にわたって継続することは、①全国調査年における経営体の選定及び集計、②主産県調査年における全国値の推計において支障が生じる懸念がある。

ついては、令和７年産以降の調査結果について、母集団情報の相違による影響を検証するとともに、必要に応じて、両グループともに可能な限り最新の母集団情報が使えるよう、関係部局間で連携、調整して、全国調査の実施年を検討することが必要である。

（令和７年３月21日答申）

対応　全国調査実施年に、最新の農林業センサスによる母集団情報を利用できるよう次回の全国調査年を変更　※８頁参照

（２）過去答申における「今後の課題」への対応状況②

・水稲の作付面積に係る行政記録情報等の変化への対応（令和７年３月21日答申）
・作況単収指数の妥当性の検証結果の報告（令和７年９月29日答申）

対応　次回の諮問において対応状況を確認